

議第33号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 高等学校の項中「115,200」を「118,800」に、「14,400」を「15,000」に、「850」を「900」に改める。

別表第2 高等学校の項中「46,080」を「47,520」に、「23,040」を「23,760」に、「5,760」を「6,000」に、「2,880」を「3,000」に、「340」を「360」に、「170」を「180」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高等学校に入学した者に係る授業料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。